2　空港機能管理規程は、機能確保基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第55条の２第２項及び第148条第４号において同じ。）の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

⑴　空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項

⑵　空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項

⑶　空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項

3　国土交通大臣は、空港機能管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（略）

第３号様式（第５条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（航空法の特例）

第12条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第２項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第６項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第１項第４号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

（裏）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

⑴～⑻　（略）

2　空港保安管理規程は、前条第１項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第55条の２第２項及び第148条第４号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

⑴　空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項

⑵　空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項

⑶　空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

3　国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（略）

第３号様式（第５条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（航空法の特例）

第12条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第２項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第６項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第２項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第47条の２第２項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第１項第４号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

（裏）

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

⑴～⑻　（略）